

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起休日に當る翌日)

規

則

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県規則第三号

鳥取県職員の共済制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の共済制度に関する規則（昭和三十六年十一月鳥取県規則第  
五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の十」を「千分の八」に改める。

### 附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

## 告 示

- 告示字の区域の新設等
- 自衛官の募集
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 家畜のブルセラ病検査等の実施
- 家畜のひな白痢検査等の実施
- 牛の結核病検査の実施
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業計画の適否の決定（五件）
- 土地改良事業の認可

## 鳥取県告示第二百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び

廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
 この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律五百九十五号）第五十四条第四項の規定による大原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

新字の名称する  
る字の名称す  
る字の名称す  
る字の名称す

同上の区域（昭和五十年十月一日現在の地番による。）

大原字上河原五七の一の一部並びに五五及び五七の一と一体をなす国有地の一部、大原字上六地蔵一九六の一から一九八の二まで、一九九の一の一部、二〇〇、二〇一の一の一部、二〇三の一の一部、二二三の三の一部、二二六の一の一部、二二七から二二八の二まで、二二九の一の一部、二二〇、二二一の二の二まで、二二三の三の一部、二二四の二の二まで及びこれらと一体をなす国有地、大原字下六地蔵二五〇から二六三の二まで、二六三の三の一部、二六三の四から二六三の八まで、二六三の九の一部、二六四の一の一部、二六四の三の一部、二六五から二七〇まで、二七一の一の一部、二七二の一の一部、二七三の一の一部、二七三の二の二七三の三の一部、二七三の五の一部、二七四の一の一部、二七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字上新田下三一九の一の一部、三二〇の一の一部、三二一の一、三二二の一の三から三二一の五までの一部、三二二から三二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字上新田上三四二の一の一部、三四三の一の一部、三四四の一、三四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字嘉道五四四

大原字上河原

同上の区域（昭和五十年十月一日現在の地番による。）

大原字上河原のうち五七の一の一部並びに五五及び五七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大原字上六地蔵一九九の一の一部、二〇一の一の一部、二〇二、二〇三の二の二まで、二二三の三の一部、二二四の二の二まで、二二五、二二六の一部、二二三の二の二の二の一部、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字上新田下三二四の一部、三二五の一部、三三七の二の一部、三三七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大原字上新田上三三九の二、三三九の三、三四一の一、三四一の三、三四二の四、三四二の一部、三四三の一部、三四四の二の一部、三四五、三四六、三四七の一、三四七の四、三四七の六、三四七の七、三四八の一、三四八の五、三四九の一、三四九の五、三五〇の一、三五〇の五及びこれらと一体をなす国有地

大原字上新田上

大原字上新田上のうち三三九の二、三三九の三、三四一の一、三四一の三、三四一の四、三四二から三四七の一まで、三四七の四、三四七の六、三四七の七、三四八の一、三四八の五、三四九の一、三四九の五、三五〇の一、三五〇の五及びこれらと一体をなす国有地

大原字上新田下

びこれらと一体をなす国有地以外の区域

○九の一、三〇九の一、三一〇の一、三一〇の一、三一  
一から三二九の二まで、三三〇の一、三三〇の三、三三一の一、  
三三一の三、三三五の二、三三六の一、三三六の三、三三七  
の一、三三七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大原字清水の全域・大原字下六地蔵二六三の三の一部、二  
六三の九の一部、二六四の一の一部、二六四の二、二六四的  
三の一部、二七一の一部、二七二の一部、二七三の一部の一  
部、二七三の三の一部、二七三の四、二七三の五の一部、二  
七四の一の一部、二七四の二、二七五の一、二七五の二の一  
部、二七五の三、二七六の一、二七六の二及びこれらと一体  
をなす国有地・大原字上新田下三〇八の一から三〇八の三  
まで、三〇九の一、三〇九の一、三一〇の一、三一〇の一、  
三一から三一八まで、三一九の一の一部、三一〇の一部、三一  
の一、三二一の三から三二一の五までの一部、三二一の  
六、三二三から三二五までの一部、三二六から三二九の一ま  
で、三三〇の一、三三〇の三、三三一の一、三三一の三、三  
三五の一、三三六の一、三三六の三、三三七の一の一部、三  
三七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地・大原字鳥居  
河原五二五の一の一部、五二五の四の一部、五二六の  
二六の五、五二六の六、五二七の一の一部、五二八の一の一部、  
五二八の一、五二八の三、五三一の一の一部、五三一の一の  
一部、五三一の一、五三三から五四〇の三まで、五四一の一の

一部、五四一の二、五四二の一部、五四三の一部及びこれら  
と一体をなす国有地並びに大原字嘉道五四四の一の一部及び  
これと一体をなす国有地

大原字鳥居河原のうち五二五の一の一部、五二五の四の一  
部、五二六の一、五二六の五、五二六の六、五二七の一部、  
五一八の一の一部、五一八の一、五一八の三、五三一の一  
部、五三三の一の一部、五三三の二、五三三から五四〇の三  
まで、五四一の一の一部、五四一の二、五四二の一部、五四  
三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域・大原字

嘉道五四四の二の一部、五四五、五四六の一の一部、五四六  
の二の一部、五四七の一部、五四八から五六二まで、五五三  
の一から五五五までの一部、五五七の一の一部、五五七の二  
の一部、五五八から五五九の二まで、五六〇から五六三まで  
の一部及びこれらと一体をなす国有地・大原字嘉道河原七七  
八の一部、七八六の一部、七八七から八〇九まで、八一〇の  
一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大原字向河原一〇  
六九の一部、一〇七〇の一の一部、一〇七〇の三の一部、一  
〇七〇の四の一部、一〇七一及びこれらと一体をなす国有地

大原字儀瀬田のうち五六五から五六七まで、五六八から五  
七一までの一部、五七四の二の一部、五七四の三、五七四的  
四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九六の一、  
五九八の一、五九八の二、五九九、六〇〇の一及び六〇〇の  
三と一体をなす国有地の一部以外の区域・大原字鳥居河原五

## 大原字儀瀬田

四二の一部、五四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、  
大原字嘉道五四四の一の一部、五四四の二の一部、五四六の  
一から五四七までの一部、五五三の一から五五七の二までの  
一部、五六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大原字  
宮ノ下六三一の二及びこれと一体をなす国有地並びに大原字  
葉庄谷六三七の四から六三七の六まで、六三八の二、六四一  
の二及び六四六の三の一部

## 大原字宮ノ下

大原字宮ノ下のうち六三一の二及びこれと一体をなす国有  
地以外の区域並びに大原字葉庄谷六三六、六三七の一から六  
三七の三まで、六三七の七、六三八の一、六三九の一、六三  
九の二、六四一の一、六四六の一並びに六三六から六三七の  
三まで、六三八の一、六三九の一から六四一の一まで及び六  
四二の二と一体をなす国有地の一部

## 大原字裾ヶ谷

大原字裾ヶ谷の全域並びに大原字葉庄谷六三六内第一、六  
四〇、六四二の一から六四五の八まで及び六四五の二から六  
四五の八までと一体をなす国有地並びに六四一の一から六四  
二の二まで、六四五の一及び六四六の一と一体をなす国有地  
の一部

大原字大開の全域、大原字嘉道五六〇の一部及び五六〇と  
一体をなす国有地の一部、大原字千町七五一の一の一部、大  
原字鍛治田七五四の一の一部、七五五の一部及びこれらと一体を  
なす国有地、大原字嘉道河原七七八の一の一部、七七九から七八  
五まで、七八六の一の一部、八一〇の一の一部、八一二から八二三

## 大原字大開

まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大原字下河原八  
二四から八六〇まで八六一の一の一部、八六二、八六三、八六四  
の一部、八六五の一部、八六六から八八二まで、八八三  
八八五の一部、八八六の一、八八七の一、八八九の一、八八  
九の二、八九〇の二、八九一の三及びこれらと一体をなす国  
有地の一部、大原字大坪の全域並びに大原字向河原一〇一三  
から一〇三五の二まで、一〇三六の一、一〇三六の三、一〇  
三八の一、一〇三九の一、一〇四〇、一〇四一合併、一〇四  
三、一〇四四の一、一〇四五から一〇五七の二まで、一〇  
六〇の一、一〇六〇の二、一〇六五の一、一〇六五の三、一  
〇六五の四、一〇六六の一、一〇六六の三、一〇六七、一〇  
六八、一〇六九の一の一部、一〇七〇の一の一部、一〇七〇の三  
の一部、一〇七〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

## 大原字千町

大原字千町のうち七二一八、七二一九、七五一の一の一部並び  
に七一六、七二七及び七二七から七二九までと一体をなす国  
有地の一部以外の区域、大原字嘉道五五六の一の一部、五六〇か  
ら五六三までの一部、五六四及びこれらと一体をなす国有地、  
大原字儀瀬田五六五、五六六の一の一部、五七〇の一の一部、五七一  
の一部及びこれらと一体をなす国有地、大原字山ノ下六五三  
の一の一部、六五四、六四五の一の一部、六五五の一の一部、六五六  
の一、六五六の二、六五七の一の一部、六七〇の一の一部、六七一、  
六七二の一の一部、六七六の一の一部、六七七から六八〇の二ま  
での一部、六八〇の一の二及びこれらと一体をなす国有地、大原  
字古町七〇八から七一三の四まで及び七一五並びに七〇八か

ら七一五までと一体をなす国有地の一部、大原字鍛治田七五四の一部、七五五の一部、七五六から七七七の三まで及びこれらと一体をなす国有地、大原字嘉道河原七七八と一体をなす国有地の一部、大原字下河原八六一の一部、八六四の一部、八六五の一部、八八五の一部並びに八二五から八二七まで、八三一から八三五まで、八三八、八三九、八六〇、八六一、八六四、八六五及び八八五と一体をなす国有地の一部並びに大原字上赤池九〇二の一、九〇三、九〇四及び九〇二の一から九〇七までと一体をなす国有地の一部。

大原字郡山の全域、大原字古町七一四並びに七一二の二、七二三の一、七二三の二、七一四及び七一五と一体をなす国有地の一部、大原千町七二八、七二九並びに七一六、七一七及び七二七から七二九までと一体をなす国有地の一部並びに大原字上赤池九〇五から九一三まで及び九〇七から九一三までと一体をなす国有地の一部。

大原字向河原のうち一〇一二から一〇三五の今まで、一〇三六の一、一〇三六の三、一〇三八の一、一〇三九の一、一〇四〇、一〇四一(合併)、一〇四三、一〇四四の一、一〇四五から一〇五七の今まで、一〇六〇の一、一〇六〇の二、一〇六五の一、一〇六五の三、一〇六五の四、一〇六六の一、一〇六六の三、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇の体をなす国有地以外の区域

大原字山ノ下のうち六五三の一部、六五四、六五五の一部、六五五の一の一部、六五六の一、六五六の二、六五七の一部、六七〇の一部、六七一、六七二の一部、六七六の一の一部、六七七から六八〇の今までの一部、六八〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大原字儀瀬田五六六の一部、五六七、五六八の一部、五六九の一部、五七〇の一部、五七二の一部、五七四の三、五七四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大原字葉庄谷六四六の二、六四六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

#### 鳥取県告示第百九十五号

大原字上赤池、大原字古町、大原字鍛治田、大原字下河原、大原字葉庄谷、大原字嘉道河原、大原字嘉道、大原字大坪、

廃止する字の名称  
大原字下六地蔵及び大原字上六地蔵

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十一年度第一次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十一年四月一日から昭和五十一年六月三十日まで

募集期間

二 試験期日  
次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

のとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八の三 自衛隊鳥取地方連絡部  
倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所  
米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験  
エ 適性検査

鳥取県告示第百九十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥園医第一、〇五八号	門原三志男	昭和五十一年二月二十七日
鳥園歯第一三七号	入澤徹	"

## 鳥取県告示第百九十八号

家畜の伝染性疾病的発生を予防するため、ブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 實施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

## 二 實施する区域

- 1 ブルセラ病検査
- 2 結核病検査

県下全域

- 1 ブルセラ病検査
- 2 結核病検査

県下全域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

## 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後三ヶ月を経過したもの
- (二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

## 1 の(一)に掲げる区域

米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

## 四 實施の期日

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで

## 五 検査の方法

- 1 ブルセラ病検査
  - ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
  - 2 結核病検査
- ツベルクリン皮内反応

鳥取市、米子市、境港市、岩美町、国府町、河原町、船岡町、青谷町、東郷町、三朝町、北条町、大栄町、東伯町、会見町、西伯町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町及び溝口町

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

倉吉市、福部村、若桜町、智頭町、用瀬町、佐治村、郡家町、八東町、氣高町、鹿野町、泊村、羽合町、関金町、赤崎町、江府町、日野町及び日南町

## 2 結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後三ヶ月を経過したもの

米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

1 の(二)に掲げる区域

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで

## 1 の(二)に掲げる区域

米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

## 四 實施の期日

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで

## 五 検査の方法

- 1 ブルセラ病検査
  - ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

鳥取県告示第百九十九号  
家畜の伝染性疾病的発生を予防するため、次の要領によりひな白痢検査、

ニユーカツスル病検査、マイコプラズマ病検査、腐蝨病検査及びだに駆除を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏、みつばち及び牛の所有者に対し検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻 三

一 実施の目的  
二 実施する区域  
三 県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ひな白痢検査

ひな白痢、ニユーカツスル病、マイコプラズマ病及び腐蝨<sup>そ</sup>病予防のため

2 ニユーカツスル病検査

鶏

3 マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏並びに食鶏

4 腐蝨<sup>そ</sup>病検査

みつばち

5 だに駆除

牛(放牧されているものに限る。)

四 実施の期日

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで

五 検査及び駆除の方法

1 ひな白痢急速凝集反応

ニユーカツスル病検査

2 臨床検査及びH-I抗体検査

マイコプラズマ病検査

3 臨床検査及び急速凝集反応

腐蝨病検査

4 肉眼的検査及び細菌学的検査

5 だに駆除

低毒性殺虫剤散布

鳥取県告示第二百号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十一条第二項の規定に基づき、結核病検査を次のとおり実施する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平林鴻 三

一 実施の目的

結核病予防のため

二 実施する区域

米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一

施設内で飼育している牛で、生後三月を経過したもの

- 四 実施の期日 昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 三 縦覧に供する場所 若桜町役場
- 五 檢査の方法 ツベルクリン皮内反応

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、大原土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る大原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第二百一号

昭和五十一年一月九日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（吉川地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第二百二号

昭和五十一年一月九日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（不香田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第二百三号

昭和五十一年一月九日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（不香田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

168

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和五十一年三月二十日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所 若桜町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和五十一年三月二十日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所 若桜町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和五十一年三月二十日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所 若桜町役場
- 四 異議の申出 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第二百四号

昭和五十一年一月九日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（長砂地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五号

昭和五十一年二月十九日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（赤波地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十一年三月十九日

昭和五十一年一月十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（湯山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十一年三月十九日

昭和五十一年一月十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（湯山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第二百七号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（林ヶ原地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年三月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月十九日

鳥取県知事 平 鴻 三